

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年3月25日作成)

法令名	農業用ため池の管理及び保全に関する法律																
根拠条項	第9条第1項																
許認可等の種類	特定農業用ため池に係る防災工事計画の届出																
法令の定め	<p>○第9条第1項</p> <p>特定農業用ため池の所有者等は、当該特定農業用ため池について防災工事（土地改良事業の施行として行うものその他農林水産省令で定めるものを除く。第三項及び次条第二項において同じ。）を施行しようとするときは、当該防災工事に着手する日の三十日前までに、農林水産省令で定めるところにより、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>〈関連条項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第2項 																
審査基準	土地改良事業計画設計基準、土地改良事業設計指針「ため池整備」、に照らし、当該計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分であると認められる場合に限るものとし、別記第1号の審査基準とする。																
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>30日・月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>5日・月</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>25日・月</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> </table>	総期間	30日・月	(注：休日は含まない。))	経由機関	日・月	()	協議機関	5日・月	()	処分機関	25日・月	()
総期間	30日・月	(注：休日は含まない。))														
経由機関	日・月	()														
協議機関	5日・月	()														
処分機関	25日・月	()														
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係																
申請先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係																
問い合わせ先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係																
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/)																